下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会
（平成１９年度第３回）議事要旨

第１　日時

平成１９年１１月９日（金）午後１時３０分

第２　場所

仙台高等裁判所第２会議室

第３　出席者

（委　員）　阿部則之（委員長）・河上正二・小西敏美・鈴木宏一・野家啓一

（庶　務）　佐藤仙台高裁総務課長・出羽仙台高裁総務課課長補佐

（説明者）　三角仙台高裁事務局長

第４　議題

１　平成１９年度第２回仙台地域委員会議事要旨の確定について

２　提供された情報の取扱いについて

第５　議事

１　平成１９年度第２回仙台地域委員会議事要旨の確定について

庶務案について，審議の上，確定された。

２　提供された情報の取扱いについて

提供された８件の情報のいずれについても，具体的な評価の理由や評価の根拠となる具体的事実の記載がほとんどなく，中央の委員会から依頼を受けている「指名の適否に関する特段の情報」と言えるかどうか疑問であるとの意見に対し，具体的な内容はないが積極的評価の記載もあるので送付するのが相当で

あるとの意見や，積極的評価についても従前から送付していたので今回も送付すべきであるとの意見が出され，審議の結果，「これらの情報は，いずれも評価の具体的な理由の記載が抽象的であり，評価の根拠となる具体的な事実の記載がほとんどなく，指名の適否に関する情報足り得るかどうか少なからず疑問ではあるが，顕名による情報提供であることから，送付することとしたものである。」旨の地域委員会の意見を付した上で，中央の委員会に送付することとされた。

３　その他

(1)　情報の提供方法について

情報の提供方法に関しては，本年度も，各弁護士会あてに，弁護士会が情報を取りまとめることは相当ではなく，各弁護士から直接地域委員会に情報提供してもらうよう会員に周知されたい旨の委員長名の書簡を発したところであるが，複数の情報を１通の封筒に同封し弁護士会経由で提供された弁護士会が複数あった旨，庶務から報告された。

(2)　情報収集の範囲に関する当委員会から中央の委員会に対する意見の取扱いについて

中央の委員会に対する平成１９年５月１６日付け報告書において付した情報収集の範囲に関する意見の取扱いについて，当委員会から中央の委員会の庶務に対して照会した結果，「指摘の件については，これまでにも中央の委員会において，指名報補者のプライバシー保護の観点と，判事任命，再任の適否，裁判官としての適格性に関する情報の収集という重要な機能を果たす役割とを相関的に考慮して慎重に審議された結果，現在の情報収集の方法とされてきており，９月の中央の委員会での情報収集の方法に関する審議においても，特段委員から意見は出されず，従前の方法によることとされた。ただ，仙台地域委員会委員長から中央の委員長あてに意見が提出されていることでもあり，次回の情報収集の方法について審議する２月の委員会において，

この点を明示的に議論することを予定している。」との回答を受けた旨，庶務から報告された。